

発議第1号

熊本市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

平成30年3月12日提出

熊本市議会議員	くつき信哉
同	園川良二
同	江藤正行
同	津田征士郎
同	満永寿博
同	原口亮志
同	高本一臣
同	田尻将博
同	上田芳裕
同	西岡誠也
同	浜田大介
同	田尻清輝
同	上野美恵子

熊本市議会議長 澤田昌作様

## 熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第147条」を「第147条―第147条の3」に改める。

第1条第2項中「出産」の次に「、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助」を、「ときは」の次に「、欠席届（様式第1号）により」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（議場に入ることができる者）

第1条の2 会議中に議場に入ることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 議員
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第121条第1項の規定により議長から出席を求められた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、議長が特に必要と認める者

第9条第3項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第86条中「出産」の次に「、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助」を、「ときは」の次に「、欠席届（様式第2号）により」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（委員会に入ることができる者）

第86条の2 委員会に入ることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 議員
- (2) 熊本市議会委員会条例（平成25年条例第28号）第16条の規定により説明のため出席を求められた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が特に必要と認める者

第135条中「者は」の次に「、様式第3号により」を加える。

第7章中第147条の次に次の2条を加える。

（欠席の届出）

第147条の2 協議等の場の構成員は、疾病、出産、家族の看護又は介

護、配偶者の出産補助その他事故のため会議に出席できないときは、欠席届（様式第4号）により、あらかじめその理由を付して当該構成員が所属する協議等の場の招集権者に届け出なければならない。

（協議等の場に入ることができる者）

第147条の3 協議等の場に入ることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 議員

(2) 前号に掲げる者のほか、招集権者が特に必要と認める者

附則第2項中「(平成25年条例第28号)」を削る。

別表の次に様式として次の4様式を加える。

様式第一号（第一条第二項関係）

欠 席 届

出席できませんので、会議規則第一条第二項の規定によりお届けします。  
月 日（から 月 日）の本会議には、次の理由により

（理由）

年 月 日

（本人署名）

熊本市議会議員

熊本市議会議長 様

様式第二号（第八十六条関係）

欠 席 届

月 日（から 月 日）の 委員会には、  
次の理由により出席できませんので、会議規則第八十六条の規定によりお届け  
します。

（理由）

年 月 日

（本人署名）

熊本市議会議員

委員長 様

様式第三号（第三百三十五条関係）

届 出

月 日の午前・午後の本会議には、出席できませんので、  
会議規則第三百三十五条の規定によりお届けします。

年 月 日

（本人署名）

熊本市議会議員

熊本市議会議長 様

様式第四号（第四百四十七条の二関係）

欠 席 届

月 日（から 月 日）の には、

次の理由により出席できませんので、会議規則第四百四十七条の二の規定により  
お届けします。

（理由）

年 月 日

（本人署名）

熊本市議会議員

様

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### (提出理由)

議員が会議に出席できないとき等の理由として、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助を規定するとともに、議場等に入ることができる者を明記する等のため、所要の改正を行うものである。